証券コード：3138
平成30年３月８日

株　主　各　位

東京都渋谷区南平台町16-11アライブ南平台ビル８階
株式会社富士山マガジンサービス
代表取締役社長　西野　伸一郎

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご多用のこととは存じますが、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただいた上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、**平成30年３月22日（木曜日）午後６時30分までに当社に到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成30年３月23日（金曜日）午前10時（受付時間：午前９時30分）

２．場　　所　東京都渋谷区桜丘町26番１号
セルリアンタワー東急ホテル地下２階　ボールルーム「昴」
※本株主総会において、ご出席の株主様へのお土産の配布は予定しておりません。何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

３．目的事項

報告事項　第16期（平成29年１月１日から平成29年12月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

議　　案　取締役１名選任の件

４．招集にあたっての決定事項

(1) 議案について賛否の記載がない議決権行使書用紙が会社に提出されたときは、賛成の意思表示をされたものとして扱わせていただきます。

(2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。なお、代理人は１名とさせていただきます。

(3) 上記にかかわらず、株主が法人である場合には、使用人を代理人とすることができます。この場合、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。また、代理人は１名とさせていただきます。

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、本招集通知ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎　株主総会参考書類及び事業報告並びに計算書類に修正が生じた場合は、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.fujisan.co.jp/ir/info/library/meeting/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

1.　株式会社の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、引き続き景気の緩やかな回復が謳われているものの、家計に対する景気回復の影響は未だ限定的であり、個人消費については、未だ踊り場局面から脱せない状況にあります。また、新興国経済の減速、中国経済の停滞、イギリスのEU離脱の影響等の世界経済の悪化懸念により、その先行きも依然、不透明な状況にあります。このような経済情勢の中、当社サービスの基盤となる、インターネット及びブロードバンド関連の環境につきましては、着実に増加しており、平成29年９月末時点で固定系ブロードバンド契約数が約3,915万（前年同期比1.7％増）とインターネットを利用する機会が広く普及しております。また、スマートフォンやタブレット端末の利用者の増加により移動系超高速ブロードバンド契約数は約11,065万（前年同期比17.6％増）となるなど、インターネットを利用する環境は引き続き継続的な拡大基調にあります（出所：総務省電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表資料）。一方、平成29年１月から12月の雑誌の販売状況は前年同期比で約10.8％減少の6,548億円となりました。書店からの返品率は43.7％となり（前年同期比2.3ポイント増）、返品率も改善の兆しがみえない状況となっております（出所：出版月報2018年１月号）。

このような環境のなか、当社は、当事業年度においても、前事業年度に引き続き、各マーケティングチャネルの充実、ＳＥＯ対策やリテンション対策による雑誌購読者の定期購読者化、新規受注高の増加及び継続率の上昇による継続受注高増加のための各種施策を実施して参りました。さらに、ＷＥＢ経由以外で新規の雑誌定期購読者数を増やすために、出版社が管理する既存の定期購読顧客の管理を当社に移管し、当社が購読顧客の獲得、管理、配送までを一括で受ける「Fujisan VCS(Fujisan Value Chain Support)」の展開及び法人顧客開拓についても、引き続き注力して参りました。

また、当社の経営戦略として提示している出版社への雑誌販売以外の収益機会を提供する「第三の矢」については、雑誌記事連動型のＥＣサイトの運営について、当第３四半期において新たに雑誌「子供の科学」、「ゴルフダイジェスト」、「veggy」の

公式オンラインストアの運営を受託し、運用を開始いたしました。この結果、当事業年度末において総登録ユーザー数（一般購読者及び法人購読者の合計数）は2,756,429名（前事業年度末から281,411名増加)、そのうち課金期間が継続している継続課金ユーザー（「Fujisan.co.jp」に登録しているユーザーのうち、月末時点で年間定期購読及び月額払い定期購読の申込みを継続しているユーザー並びに当月内に雑誌を購読したユーザーの合計数）は571,388名（前事業年度末から31,067名増加）となりました。

また、スマートフォン、タブレット端末の普及に合わせ、今後、紙媒体に並ぶ媒体となることが期待されるデジタル雑誌の取り次ぎサービスの拡大についても、「第二の矢」の展開の手段として引き続き注力して参りました。

この結果、当社が取り扱うデジタル雑誌数は当事業年度末時点で3,660誌となっております。

上記の施策の結果、当事業年度における取扱高（当社から出版社への定期購読の注文取次高、当社の仕入販売高、当社が出版社から配送業務及び広告PR業務等を受けた請負業務の取扱高の合計）は8,373,348千円（前期比9.4％増)、売上高は2,919,696千円（前期比13.7％増）となりました。利益面につきましては、営業利益331,126千円（前期比18.5％減)、経常利益331,527千円（前期比18.7％減)、当期純利益210,741千円（前期比23.4％減）となりました。

注:当社は単一セグメントであるため、セグメント別の業績の状況については記載しておりません。

（２）設備投資の状況

当事業年度の設備投資は165,932千円で、そのうち162,744千円はソフトウェア開発にかかるものであります。

（３）主な資金調達の状況

当事業年度においては、新株予約権の行使に伴う新株発行により10,470千円の資金調達を行いました。

（４）事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

（５）他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

（６）吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

（７）他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

（８）財産及び損益の状況

	第13期	第14期	第15期	第16期
売上高（千円）	1,941,529	2,377,937	2,568,488	2,919,696
経常利益（千円）	203,911	314,373	407,889	331,527
当期純利益（千円）	126,686	217,141	275,019	210,741
１株当たり当期純利益（円）	41.29	69.07	84.20	67.36
総資産（千円）	2,321,072	2,961,090	3,400,008	3,454,165
純資産（千円）	317,715	726,129	1,005,058	926,512

（注）１．平成27年３月20日付で普通株式１株につき10株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

２．当社は、平成29年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

３．１株当たり当期純利益は、期中平均株式数に基づいて算出しております。

（９）重要な子会社の状況

①　重要な子会社等の状況

名　称	出資比率	主要な事業内容
Fujisan Magazine Service USA,INC.	100%	当社に関わるシステム開発

②　事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10)対処すべき課題

当社は雑誌の定期購読サービスの提供を中心に事業を行っております。今後につきましては、既存事業に加え、雑誌の購買状況という、個人の趣味に直結するデータ及び出版社から預かっている雑誌の記事データを活用したＥＣ事業（マガコマース)、メディア事業、広告配信事業等の展開により、新たな収益源を確保することが重要であると認識しております。

当社は、上記内容を踏まえ、以下の点に取り組んで参ります。

①雑誌販売支援事業の収益拡大

当社が取り組む雑誌販売支援事業は、月額課金サービスの充実、定期購読の自動更新サービスの導入等、購読者の利便性を向上させるとともに、出版社への効果的なマーケティング手法の提供、購読者獲得から購読者への配送までを一括でサポートする「Fujisan　VCS（Fujisan Value Chain Support)」サービスの提供により、購読者、出版社双方が雑誌の定期購読に取り組みやすくすることで、定期購読市場の拡大を図って参りました。

特に、スペシャルパートナーと共同で定期購読読者獲得の最適な手法を探る「スペシャルパートナー戦略」を柱に、月額課金サービスの充実、ＷＥＢサイトリニューアル、デジタル雑誌の提供（タダ読み、紙媒体とのバンドル提供等）による定期購読の付加価値向上のための施策を促進することで、雑誌販売事業の収益性の向上を図って参る所存であります。

雑誌市場が6,548億円（公益社団法人全国出版協会調べ）と言われているのに対し、定期購読比率はいまだ12%程度であり（一般社団法人日本ＡＢＣ協会資料より当社推定)、いまだ拡大余地が大きい市場であると考えております。そのための当面の課題といたしましては、引き続き上記の取り組みを促進することによって雑誌市場の中での定期購読市場の拡大を図ることで、市場の拡大、収益性の向上を図って参る所存であります。

②サービスの拡充

当社は、購読者に当社サービスを継続利用して頂くためには、取扱雑誌数の充実

のほかに、利便性、信頼性の向上が必要であると考えております。そのため、定期購読者からの需要が高かった配送情報の提供等、顧客の利便性、信頼性を向上させるための施策の導入を図って参ります。また、デジタル雑誌については、従来のPDFデータをベースにした購読環境の提供では、我が国のスマートフォンベースでの購読スタイルにおいては、購読時に記事を拡大しながら読み進めていく必要があることから購読者数が伸び悩んでおり、現状の配信形態での事業展開には限界が見えつつあると考えております。そこで、今後はスマートフォンベースでの購読に適した形での配信形態を検討して参ります。

また、現在、一部の出版社と取り組みを開始している雑誌の記事等と連動した商品を当社が運営するＥＣサイト上で販売するＥＣ事業（マガコマース）についても、今後、サイト運営を進めていく上で判明した問題点の改良等を行い、拡販を進めていく予定であります。

当社は、更なる事業拡大を企図して、将来的に、雑誌定期購読者のデータベース及び当社が出版社から預かっている雑誌記事を活用した広告配信事業、メディア事業への展開も順次検討を進めて参る予定であります。

③自社及び運営サイトの認知度向上

当社は新聞、テレビ等のマスメディア向けの広告を実施しておらず、当社が持つＷＥＢマーケティング技術等の有効活用により、利用者の獲得を図って参りました。しかしながら、当社事業の更なる拡大のためには、雑誌の定期購読サービス自体の利便性の認知度向上、当社自体のブランドの確立及び認知度の向上が必要であると考えております。

したがって、費用対効果を検討の上、メディアを活用した広告宣伝及びプロモーション活動を引き続き強化して参ります。

④システムの安定性の確保

当社の事業は、インターネット上でサービス提供を行っている関係上、安定した事業運営を行うために、アクセス数、外部攻撃を想定したサーバー設備の強化、負荷分散等が重要となります。

したがって、今後も継続的に設備投資を行いシステムの安定性確保に取り組んで参ります。

⑤情報管理体制の強化

個人情報等の機密情報について、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、セキュリティシステムの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を図って参ります。

なお、当社は一般財団法人日本情報経済社会推進協会が運営するプライバシーマーク制度の認証を取得しており、情報管理の徹底を図っております。

⑥社内体制の整備について

当社が継続的に企業価値を拡大していくためには、より専門性の高いサービスを構築できる専門的知識を有した優秀な人材の採用と教育及び組織体制の強化が重要な課題であると認識しております。

このため、労働条件の改善等による魅力ある職場作りの推進を中長期的視点で進めていくことで優秀な人材を確保するとともに、人材育成のために教育・研修制度を充実させること等によって、バランスの取れた組織体制の整備・強化を図る方針であります。

また、事業の拡大に応じた管理業務を支障なく遂行できるよう、内部統制の仕組みを改善し、管理体制の強化を図って参ります。

(11) 主要な事業内容

当社の事業である雑誌販売支援事業の内容は以下のとおりです。

① ＷＥＢ販売：個人・法人全てのお客様に、日本初の雑誌・定期購読専門サイト「Fujisan.co.jp」を通じて、様々な雑誌のワンストップショッピングを提供

② 出版社向けサービス：出版社の皆様に対して、定期購読誌を中心とした雑誌の販売支援から、梱包・配送、顧客管理、定期購読誌のデジタル化支援まで、様々な定期購読業務のサポートを提供

(12) 主要な営業所

名称	所在地
本社	東京都渋谷区

(13) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
55名	０名	38.5歳	７年０ヶ月

(注) 上記の従業員数には、臨時従業員は含まれておりません。

(14) 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　　12,273,520株

(2) 発行済株式の総数　　3,315,620株　（自己株式223,200株を含む）

(3) 株主数　　1,328名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
カルチュア・エンタテインメント株式会社	980,440株	31.70%
西野伸一郎	806,000株	26.06%
Ｆｕｊｉｓａｎ．ｃｏｍ，Ｉｎｃ．	100,000株	3.23%
吉岡裕之	94,000株	3.03%
森實厚裕	52,800株	1.70%
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	52,000株	1.68%
合同会社581Wilcox Ave.	51,400株	1.66%
高野剛	50,400株	1.62%
金子好之	40,000株	1.29%
日名耕太	40,000株	1.29%

（注）持株比率は、自己株式223,200株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

①当事業年度における新株予約権の行使により、発行済株式の総数が21,040株、資本金及び資本準備金がそれぞれ5,235千円増加しております。

②平成29年３月27日開催の取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数　　普通株式　111,600株

取得価格の総額　　299,757,600円

取得日　　平成29年３月28日

なお、下記株式分割により、当事業年度末における自己株式の数は223,200株となっております。

③当社は、平成29年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いました。その結果、発行可能株式総数が6,136,760株増加し、発行済株式の総数が1,657,710株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末に当社役員が保有している新株予約権等の状況

	第10回新株予約権	第11回新株予約権	第11回の２ 新株予約権
発行決議日	平成25年９月30日	平成26年３月28日	平成26年３月28日
区分	取締役（注）	取締役	取締役、監査役
保有者数	１名	３名	取締役３名 監査役１名
目的となる株式の数（株）	6,000	151,000	169,400
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
権利行使時１株当たりの行使価格（円）	250	250	250
権利行使期間	平成27年12月27日 ～平成35年９月30日	平成28年３月29日 ～平成36年３月28日	平成28年８月16日 ～平成36年３月28日
新株予約権の行使の条件	①新株予約権の割り当てを受けた者は、権利行使時においても当社または当社関係会社の役職員あるいはKamiyaConsulting,Incの地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職等その他正当な理由のある場合はこの限りではない。 ②その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。 ③新株予約権の譲渡及び質入れは、これを認めないものとする。		

（注）１．取締役に付与されている第10回新株予約権については、使用人として付与されたものであります。
２．平成29年９月１日付で行った１株を２株にする株式分割により、「目的となる株式の数（株）」及び「権利行使時１株当たりの行使価格（円）」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成29年12月31日現在）

地　位	氏　　名	地位及び担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西野　伸一郎	CEO 合同会社581Wilcox　Ave.代表社員 アジアクエスト株式会社社外取締役
取締役	神谷　アントニオ	セールス＆マーケティンググループ長（COO） Fujisan Magazine Service USA,INC.代表取締役 株式会社CAMPFIRE社外取締役 Fujisan.com,Inc.取締役
取締役	相内　遍理	Fujisan.com,Inc.CEO兼社長
取締役	佐藤　鉄平	経営管理グループ長（CFO） Fujisan Magazine Service USA,Inc.社外取締役
取締役（非常勤）	高橋　誉則	株式会社TSUTAYA取締役 株式会社MPD取締役副社長 株式会社九州TSUTAYA取締役（非常勤）
常勤監査役	中村　義夫	
監査役（非常勤）	遠山　孝之	株式会社美術出版社取締役副社長 株式会社CCCメディアハウス監査役 株式会社ネコ・パブリッシング社外監査役
監査役（非常勤）	深町　周輔	フォーサイト総合法律事務所パートナー弁護士 株式会社バンク・オブ・イノベーション社外監査役 株式会社シルバーライフ社外監査役

注１．取締役 高橋誉則氏は社外取締役であります。
注２．監査役 中村義夫氏、遠山孝之氏、深町周輔氏は社外監査役であります。
注３．当社は監査役中村義夫氏、深町周輔氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
注４．取締役西川潔氏は平成29年３月24日にて任期満了により退任いたしました。
注５．取締役高橋誉則氏、監査役遠山孝之氏の兼務先はいずれもカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の企業グループを構成する会社であります。
注６．監査役中村義夫氏は、株式会社内田洋行において長年に渡り経理実務に携わっており、財務及び会計に関する相当の知見を有しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区　分	人　数	報酬等の額
取 締 役（うち社外取締役）	６名（２名）	57,370千円　　(90千円)
監 査 役（うち社外監査役）	３名（３名）	4,800千円　　(4,800千円)
計	９名（５名）	62,170千円　　(4,890千円)

注１．取締役の報酬限度額は平成26年３月28日開催の第12回定時株主総会において年額200,000千円以内（ただし、使用人分は含まない。）と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、同株主総会において年額15,000千円以内と決議いただいております。

注２．当事業年度末現在の人員は取締役５名（うち社外取締役１名）、監査役３名（うち社外監査役３名）であります。

②報酬等を決定するにあたっての方針及び手続

取締役の報酬等は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で、当社の年度予算案の作成時に報酬枠を取締役会で決定し、代表取締役が報酬枠の範囲内で当社の業績及び個人の貢献を鑑みて、個別の取締役の報酬額を決定しております。

監査役の報酬等は、株主総会にて決定する報酬総額の限度内で監査役会により、決定しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

・社外取締役高橋誉則は株式会社TSUTAYA、株式会社MPD、株式会社九州TSUTAYAの取締役であり、当社と株式会社TSUTAYA及び株式会社TSUTAYAの親会社であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の企業グループ（以下、「CCCグループという」）との間で営業取引を行っておりますが、取引条件については一般取引条件を勘案し、両社協議の上決定しております。

・社外監査役遠山孝之は株式会社美術出版社の取締役、株式会社CCCメディアハウスの監査役、株式会社ネコ・パブリッシングの社外監査役を兼務しており、当社は株式会社美術出版社、株式会社CCCメディアハウス、株式会社ネコ・パブリッシング及び各社が属するCCCグループとの間で営業取引を行っておりますが、取引条件については一般取引条件を勘案し、両社協議の上決定しております。

・社外監査役深町周輔はフォーサイト総合法律事務所のパートナー弁護士、株式会社バンク・オブ・イノベーションの社外監査役、株式会社シルバーライフの社外監査役を兼務しておりますが、当社と兼務先との間の取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動内容
社外取締役	高橋　誉則	14回中10回	―	書店の経営経験及び出版社の経営経験に基づき、適宜発言を行っております。なお、欠席時においては、事前または事後に取締役会での審議の内容等を伝えた上で必要に応じて意見を求めております。

区分	氏名	取締役会出席状況	監査役会出席状況	主な活動内容
社外監査役	中村　義夫	14回中14回	13回中13回	長年における上場企業における経理実務の経験及び管理部門のマネジメント経験に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役	遠山　孝之	14回中13回	13回中12回	出版社、書店における監査役としての経験及び出版社における管理部門を担当していた取締役としての知見に基づき、適宜発言を行っております。
社外監査役	深町　周輔	14回中14回	13回中13回	著作権法、会社法、その他IT関係の法務に詳しい弁護士としての知見に基づき、適宜発言を行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基

づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償金額の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

④　社外役員が当社の親会社または当社の親会社の子会社あるいは当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
①当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬額	13,000千円
②当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

（注）１.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額についての同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、会計監査人である東陽監査法人との間で同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、善意でかつ重大な過失がないときは、24,000千円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（平成27年12月14日取締役会決議）

当社は会社法第362条第４項第６号に基づき、平成26年２月19日、平成27年12月14日の取締役会決議により、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、業務の適正を確保するための体制の整備・運用をしております。

① 当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会規程などに定められた行動規範・職務権限等に基づき、適切に職務の執行を行う。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを会計監査人等と連携・協力の上、監視し検証する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規定に基づき、文書等に記録し、保存する。必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が、常時これらの文書等を閲覧・謄写できるものとする。

③ 当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループの企業としてのリスクに対応するため、リスク毎に適切な処置を行う。また、必要に応じてリスク管理の観点から社内規程類の整備を行う。

④ 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、全社的な目標として中期経営計画及び各年度予算を策定し、当社の各部門および当社の子会社は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し実行する。

当社は、定例取締役会を月１回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。

取締役は、取締役会規程の職務権限・意思決定に関する規定に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款順守の体制の確立に努める。

⑥ 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会において協議し、承認するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。また、業務遂行が法令または定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めに応じ、必要人数の使用人を配置する。また、当該監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保する為、監査役補助使用人の異動・人事考課等は予め監査役と事前協議し、同意を得るものとする。当該使用人は、取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

⑧ 当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況について報告を行う。また、監査役から事業の報告を求められた場合には迅速かつ的確に対応し、監査役に協力する。当社は、監査役へ報告した当社または子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止する。

⑨ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

⑩ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は監査役及び監査役会が、監査法人、内部監査人と連携を保ちつつ効果的かつ効率的に監査を実施できるような環境を整備する。

⑪ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。また、内部監査を担当する部門は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。

⑫　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社グループは社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。また、経営管理グループに不当要求防止責任者を設置しており、不当要求等が生じた場合には、経営管理グループを窓口として、速やかに所轄警察署、顧問弁護士等と連携して適切な措置を講じる。

⑬　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

１．取締役の職務執行

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則って活動するように徹底しております。なお、当該事業年度では取締役会を14回開催しております。

２．監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査を担当する部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

３．内部監査の実施

内部監査を担当する部門が内部監査に関する基本計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しております。

４．財務報告に係る内部統制

内部統制報告書作成に併せて内部統制評価を実施しております。

(2) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社では、利益配分につきましては、経営成績及び財政状態を勘案して株主への利益配当を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は未だ成長過程にあり、内部留保が薄く、創業以来配当を行っておりません。

当社は株主に対する利益還元を重要な経営課題として認識しておりますが、現在当社は成長過程にあると認識しており、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の充実を図り、市場獲得、収益力強化、事業基盤の整備のための投資に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが将来において安定的かつ継続的な利益還元に繋がると考えております。そこで、当面は、内部留保の充実に努める方針でありますが、将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。なお、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

貸借対照表

（平成29年12月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
【流動資産】	**3,053,927**	**【流動負債】**	**2,527,653**
現金及び預金	1,653,809	買掛金	67,407
売掛金	84,139	未払金	1,289,219
有価証券	100,000	未払費用	21,952
商品	29,477	未払法人税等	40,081
前渡金	1,335	未払消費税等	19,162
未収入金	1,166,159	預り金	1,088,887
前払費用	16,514	その他	942
繰延税金資産	5,510		
その他	4,677		
貸倒引当金	△7,696		
【固定資産】	**400,238**	**負債の部合計**	**2,527,653**
【有形固定資産】	**19,908**	**純資産の部**	
建物	11,393	**【株主資本】**	**926,512**
工具器具備品	8,515	**【資本金】**	**265,198**
【無形固定資産】	**270,933**	**【資本剰余金】**	250,198
ソフトウェア	270,933	資本準備金	250,198
【投資その他の資産】	**109,396**	**【利益剰余金】**	**710,873**
投資有価証券	11,863	その他利益剰余金	710,873
関係会社株式	2,040	繰越利益剰余金	710,873
敷金保証金	37,855	**【自己株式】**	**△299,757**
長期前払費用	5,555		
繰延税金資産	52,081	**純資産の部合計**	**926,512**
資産の部合計	**3,454,165**	**負債及び純資産の部合計**	**3,454,165**

（注）金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

損 益 計 算 書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位 ： 千円）

科　目	金　額	
【売上高】		2,919,696
【売上原価】		1,493,334
売上総利益		1,426,361
【販売費及び一般管理費】		1,095,234
営業利益		331,126
【営業外収益】		
受取利息	17	
有価証券利息	24	
受取精算金	614	656
【営業外費用】		
自己株式取得費用	256	256
経常利益		331,527
【特別損失】		
関係会社株式評価損	45,159	45,159
税引前当期純利益		286,367
法人税、住民税及び事業税	101,340	
法人税等調整額	△25,714	75,625
当期純利益		210,741

（注）金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

株主資本等変動計算書

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	259,963	244,963	244,963	500,131	500,131
当期変動額					
新株の発行	5,235	5,235	5,235		
当期純利益				210,741	210,741
自己株式の取得					
当期変動額合計	5,235	5,235	5,235	210,741	210,741
当期末残高	265,198	250,198	250,198	710,873	710,873

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	－	1,005,058	1,005,058
当期変動額			
新株の発行		10,470	10,470
当期純利益		210,741	210,741
自己株式の取得	△299,757	△299,757	△299,757
当期変動額合計	△299,757	△78,545	△78,545
当期末残高	△299,757	926,512	926,512

（注）金額は、表示単位未満を切り捨てて記載しております。

個 別 注 記 表

（平成29年１月１日から
平成29年12月31日まで）

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

主として定率法（但し、平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	８年から15年
工具器具備品	４年から８年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

但し、自社利用ソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（３年）による定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号　平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額　41,383千円

２．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権　403千円

短期金銭債務　1,206千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	2,636千円
営業費用	62,096千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	1,636,870	1,678,750	－	3,315,620

(変動事由の概要)

株式分割による増加	1,657,710株
新株予約権の権利行使による新株の発行による増加	21,040株

(2) 自己株式の種類及び数に関する事項

普通株式　223,200株

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式　　372,320株

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

減価償却超過額	51,316千円
一括償却資産償却超過額	245 〃
貸倒引当金	2,375 〃
未払事業税	2,184 〃
商品評価損	319 〃
敷金償却費	520 〃
関係会社株式評価損	13,827 〃
その他	631 〃
小計	71,420千円
評価性引当額	△13,827千円
合計	57,592千円

VI. 金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、必要な資金を自己資金で賄っており、余資は安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。有価証券はその他有価証券であり、発行体の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に関係会社株式及び取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、財務状況により価値が下落するリスクに晒されております。

敷金保証金は、本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金、預り金並びに未払法人税等及び未払消費税等は、そのほとんどが３ヶ月以内に決済及び納付期限が到来するものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（顧客の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、取引先や顧客ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、回収遅延債権については、「ＣＳ　クレーム＆督促管理マニュアル」に従い、個別に把握し対応を行う体制としております。

その他有価証券は、ＭＲＦであり、信用リスクが僅少である短期的な資金運用を目的として保有しております。

投資有価証券については、発行体（取引先企業）の財務状態等を把握しております。

敷金保証金については、賃貸借契約締結に際し、差入先の信用状況を把握することにより信用リスクを管理しております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、経営管理グループが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを軽減しております。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成29年12月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注２）を参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,653,809	1,653,809	－
(2) 売掛金	84,139	84,139	－
(3) 未収入金	1,166,159		－
貸倒引当金　※	△2,533		
	1,163,626	1,163,626	－
資産計	2,901,576	2,901,576	－
(1) 買掛金	67,407	67,407	－
(2) 未払金	1,289,219	1,289,219	－
(3) 預り金	1,088,887	1,088,887	－
(4) 未払法人税等	40,081	40,081	－
(5) 未払消費税等	19,162	19,162	－
負債計	2,504,758	2,504,758	－

※未収入金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金 (2) 売掛金 (3) 未収入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金 (2) 未払金 (3) 預り金 (4) 未払法人税等 (5) 未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	平成29年12月31日
関係会社株式	2,040
投資有価証券	11,863
有価証券	100,000
敷金保証金	37,855

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

当事業年度において、関係会社株式について45,159千円の減損処理を行っております。

（注３）金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

	１年以内（千円）	１年超５年以内（千円）	５年超10年以内（千円）	10年超（千円）
現金及び預金	1,653,809	－	－	－
売掛金	84,139	－	－	－
未収入金	1,166,159	－	－	－
合計	2,904,109	－	－	－

Ⅶ. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	840千円
持分法を適用した場合の投資の金額	840千円
持分法を適用した場合の投資損失（△）の金額	△41,370千円

Ⅷ. １株当たり情報に関する注記

１．１株当たり純資産額　299円61銭

２．１株当たり当期純利益　67円36銭

（注）当社は、平成29年９月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いましたが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益を算定しております。

Ⅸ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年２月21日

株式会社　富士山マガジンサービス

取締役会　御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員　公認会計士　金野　栄太郎　印

指定社員
業務執行社員　公認会計士　太田　裕士　印

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社富士山マガジンサービスの平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年１月１日から平成29年12月31日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1)　事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年３月２日

株式会社富士山マガジンサービス　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　中村　義夫　㊞

社外監査役　遠山　孝之　㊞

社外監査役　深町　周輔　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案に関する参考事項

議　案　取締役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役高橋誉則氏が辞任により退任いたしますので、取締役１名の補欠選任をお願いするものであります。

なお、本取締役候補者は、取締役高橋誉則氏の補欠として選任されることになりますので、その任期は当社定款の定めにより、在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

取締役候補者は次のとおりです。

氏　　名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
吉田　孝浩（よしだ　たかひろ） （昭和49年７月10日）	平成９年４月　カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社入社 平成27年４月　株式会社TSUTAYAに転籍 上席執行役員MD・販促部部長 平成29年４月　同BOOKカンパニー　カンパニー長（現任） 平成29年４月　同都心フラッグシップ直営カンパニー　カンパニー長（現任） 平成29年4月　株式会社MPD　取締役（現任） 平成30年1月　株式会社主婦の友社　社外取締役（現任）	－

（注）１．取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．吉田孝浩氏は、社外取締役候補者であります。

３．社外取締役の候補者とする理由について

社外取締役候補者吉田孝浩氏は、書店経営の経験と知識を生かして当社経営をご指導頂くために社外取締役候補者とするものであります。同氏の当社社外取締役としての任期は在任取締役の任期の満了すべき時までとなります。

４．社外取締役候補者吉田孝浩氏は、当社を持分法適用会社とするカルチュア・エンタテインメント株式会社の兄弟会社である株式会社TSUTAYAの役職員であり、カルチュア・エンタテインメント株式会社の子会社である株式会社主婦の友社の社外取締役であります。なお、当社と株式会社TSUTAYA及び株式会社TSUTAYAの親会社であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社の企業グループ（以下、「CCCグループという」）及び株式会社主婦の友社との間で営業取引を行っておりますが、取引条件については一般取引条件を勘案し、両社協議の上で決定しております。それ以外に同氏と当社の間に特別な利害関係はありません。

５．当社は、社外取締役候補者吉田孝浩氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づく同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。

以　上

〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場　ご案内図

会　場：　セルリアンタワー東急ホテル
地下２階　ボールルーム「昴」
東京都渋谷区桜丘町26番１号

※お越しの際は極力公共交通機関をご利用ください。恐れながら、会場には当総会用の駐車場のご用意はございませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。



（交通）JR渋谷駅西口より歩道橋を渡り国道246号沿い　徒歩5分。